

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第六十号

### 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(届出書の添付書類)

第五条 次の各号に掲げる届出書には、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

- 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図
- 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の施設の平面図

別記様式第五号(表) 中 「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を 「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」及び「施設の平面図」を 「施設の平面図」に改め、同様式(表)の「」を

注中

- 「2 法人が開設者となる場合は、登記簿の謄本の原本の確認を受けること。
  - 3 該当する事項の□にシ印を付けること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」を
  - 「2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書原本の確認を受けること。
  - 3 移動理容車にあつては、車面の車庫の場所を「理容所の所在地」欄に記載すること。」に
  - 4 該当する事項の□にシ印を付けること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」を
- 改め、同様式(裏)を次のように改める。」

(裏)

理容所の概要

構造	建築物の構造	造	階建		
	天井の防塵構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備設	面の積	全体面積 (作業場面積)	m <sup>2</sup> , 待合所面積	m <sup>2</sup> )	
	床の材質				
	照明装置	<input type="checkbox"/> 蛍光灯	個	<input type="checkbox"/> 電灯 個	
	換気装置	<input type="checkbox"/> 自然換気		<input type="checkbox"/> 機械換気	
	腰板の材質				
	理容用いすの数		台		
	手指・器具洗浄用洗場		台		
	洗髪用洗場		台		
	末消毒器		箇所	既消毒器具備	箇所
	ふた付き汚物箱		個	ふた付き毛髪箱	個
備	消毒設備	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器			
		<input type="checkbox"/> 薬物消毒器 (	<input type="checkbox"/> エタノール	<input type="checkbox"/> 次塩素酸ナトリウム	
		<input type="checkbox"/> その他 (			
		<input type="checkbox"/> 紫外線消毒器			
	<input type="checkbox"/> 蒸気消毒器				
移動理容車	作業に要する器具数及び布片の				
	車両番号又は自動車登録番号				
	営業区域				

別記様式第六号の注中

「2 法人の代表者の変更の場合は、登記簿の謄本の原本の確認を受けること。」を

「2 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記事項証明書<sup>ニ</sup>の原本の確認を受けること。」に改める。

別記様式第八号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(届出書の添付書類)

第五条 次の各号に掲げる届出書には、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

- 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図
- 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の施設の平面図

別記様式第五号(表)中 「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を 「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第五号(表)中 「施設平面図」を「施設の平面図」に改める。

注中

「2 法人が開設者となる場合は、登記簿の謄本の原本の確認を受けること。

3 該当する事項の□にレ印を付けること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。

3 移動美容車にあつては、車両の車両の場所を「美容所の所在地」欄に記載すること。

4 該当する事項の□にレ印を付けること。」

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

別記様式(裏)を次のように改める。

(裏)

美容所の概要

構造	建築物の構造	造	階建
	天井の防塵構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
面	積	全体面積	m <sup>2</sup>
		(作業場面積)	m <sup>2</sup> , 待合所面積 (m <sup>2</sup> )
床	の材質		
照明	装置	<input type="checkbox"/> 蛍光灯	個 <input type="checkbox"/> 電灯
換気	装置	<input type="checkbox"/> 自然換気	<input type="checkbox"/> 機械換気
腰板	の材質		
美容用いす等の数	ドライヤー		スチーマー
	美容用いす		セット台
手指・器具洗淨用洗場		台	台
		台	台
洗髪用洗器	洗器	箇所	既消毒器具
	未消毒洗器	箇所	既消毒器具
備	ふた付き汚物箱	個	ふた付き毛髪箱
	消毒設備		
作業に要するの器具数及び布片の		<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> 薬物消毒器 ( <input type="checkbox"/> エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム ) <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 <input type="checkbox"/> 蒸気消毒器 )	
移動美容車	車両番号又は自動車登録番号		
	営業区域		

別記様式簿入号の注中

- 「2 法人の代表者の変更の場合は、登記簿の謄本の原本の確認を受けること。」や  
「2 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記事項証  
明書の原本の確認を受けること。」

別記様式簿入号中「登記簿の謄本」や「登記事項証明書」に於ける。

附 則

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。